

広島県議会情報公開条例（平成十四年広島県条例第二十五号。以下「条例」という。）第三十二条の規定によって、令和六年度における条例の運用の状況を次のとおり公表する。
令和七年十月二十三日

広島県議会議長 中 本 隆 志

一 公文書の開示請求件数
七件

二 公文書の開示請求の処理状況

開 示 請 求							七件
処理状況							
開示	部分開示	不開示	存否応答拒否	不存在	適用外	取下げ	○件
○件	六件	○件	○件	一件	○件	○件	

三 審査請求の処理状況
なし